

平成 17 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 オムロン株式会社
代表者名 代表取締役社長 作田 久男
コード番号 6645
上場取引所 東証、大証、名証各市場第一部
問 合 せ 先 経営総務室 広報部長 生越 多恵子
T E L 075 344 7175

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日（平成 17 年 5 月 11 日）開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 17 年 6 月 23 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社取締役の経営意欲および当社執行役員の業務遂行意欲を一層高め、当社業績の向上と国際競争力の増大を図り、株主価値の高揚に資することを目的として、以下の要領に記載のとおり、当社の取締役および執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社の取締役および執行役員に対し割り当てるものとします。ただし、社外取締役を除くものとします。
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 225,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、つぎの算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 - (2) 発行する新株予約権の総数
2,250 個を上限とする。
(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
 - (3) 新株予約権の発行価額
無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、つぎにより決定される 1 株当たりの払込金額に、(2)で定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、つぎの算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、改正前の商法にもとづき発行された転換社債の転換および付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。）は、つぎの算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは執行役員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めない。

その他の条件については、本株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と対象取締役および執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6) に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

以 上